

○盛岡・紫波地区環境施設組合事務所の位置に関する条例

昭和43年3月30日条例第1号

改正 昭和60年2月22日条例第1号

平成4年4月1日条例第5号（題名改称）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、盛岡・紫波地区環境施設組合の事務所の位置を次のとおり定める。

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年2月23日から適用する。

附 則（昭和60年2月22日条例第1号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。